

特定小型原動機付自転車

こんな間違いをしていませんか？

1. いわゆる“電動キックボード”は免許なしで乗れる！



「免許なし」で乗れるのは特定小型原動機付自転車に該当する車両だけです。ただし、16歳未満の方は運転禁止で、それ以外は一般原動機付自転車やそれ以上の車両区分に該当し免許が必要です。

Check! 【特定小型原動機付自転車】



【一般原動機付自転車】



いわゆる“電動キックボード”の形状をしていても、定格出力や構造上出せる最高時速等で車両区分が異なります。



免許不要 ※16歳未満運転禁止

免許必要

【特定小型原動機付自転車と一般原動機付き自転車の違い】

車両区分		原動機付自転車		
		一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
定格出力等		総排気量50cc以下又は 定格出力0.6kw以下	定格出力0.6kw以下	
車体の大きさ	長さ	2.5m以下	1.9m以下	
	幅	1.3m以下	0.6m以下	
	高さ	2.0m以下	-	
最高速度		30km/h (制限速度)	20km/h	6 km/h (歩道走行時)
最高速度表示灯※		-	緑色点灯	緑色点滅
運転免許		原動機付自転車を運転することができる運転免許	不要 (16歳未満は運転禁止)	

2. ナンバーや保険の加入なしで乗れる！



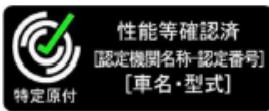
特定小型原動機付自転車も、ナンバープレートの取り付け、自賠責保険（共済）への加入が必要であり、道路運送車両の保安基準に適合していなければなりません。

必要

- ナンバープレートの取り付け
- 自賠責保険（共済）への加入
- 道路運送車両の保安基準に適合

もちろん一般原動機付自転車でも必要！（保安基準は異なります。）

性能等確認済シール



シールが貼ってあるものは保安基準を満たしています。



3. 歩道を走れるようになった！



歩道通行ができるのは、特定小型原動機付自転車のうち、一定の条件を満たした**特例**特定小型原動機付自転車だけです。

通行できる歩道は、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識等が設置された歩道だけです。

特定小型原動機付自転車

最高速度20km/h以下、最高速度表示灯（点灯）



特例特定小型原動機付自転車

最高速度6km/h以下、最高速度表示灯（点滅）



普通自転車等
及び歩行者専用

4. 信号や標識に従う必要はない！



信号や標識に従う必要があります。

補助標識が設置されている場合には、原則、「普通自転車」が規制対象となる場合に規制の対象となります。



自動車・原付

軽車両を除く

一方通行標識のみ
特定小型原動機付自転車
も一方通行規制の対象

これらの補助標識がある場合
特定小型原動機付自転車は
一方通行規制の対象外

補助標識の『原付』は、「一般原動機付自転車」を示すよ！



5. 乗る時はヘルメットを被る



道路交通法においてヘルメットの着用は努力義務となっています。
万一の場合に備えて、被るようにしましょう。

ヘルメットは自転車用のものでOK！
SGマークなど安全性を示すシールの付いたものにしよう！



【特定小型原動機付自転車と一般原動機付自転車の通行ルールの違い】

車両区分		原動機付自転車		
		一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
通行場所	歩道（普通自転車等及び歩行者等専用） 	×	×	○
	自転車道 	×	○	-
	専用通行帯 	×	○	-
	路側帯 	×	×	○ (左側部分に限る)
	駐停車禁止路側帯 	×	×	○ (左側部分に限る)
	歩行者用路側帯 	×	×	×
従う信号機		常に車両用灯器		原則、車両用灯器 ※歩行者自転車専用の補助板がある場合は、歩行者用灯器 歩行者用灯器がない場合は、車両用灯器 ※歩行者用灯器がある場合は、下表参照
右折方法		二段階右折 3車線以上の多通行帯道路と標識で指定された交差点 	原付 	常に二段階右折 ※信号がない交差点では、大回りに右折
		小回り右折 2車線以下の道路と標識で指定された交差点 		

※歩行者用灯器がある交差点を通行時に従う信号機

歩行者自転車専用の補助板	通行場所	従う信号機
なし	横断歩道	歩行者用灯器
	横断歩道を除く、自転車横断帯などの道路	車両用灯器
あり		常に歩行者用灯器